

競売物件の入札には

入札書ごとに下記の書面が必要です。

● 暴力団員等に該当しない旨の**陳述書**（個人・法人とも）

- ・ 入札時に提出がないと、入札が無効になります（追完不可）。
- ・ 記載に不備があると、入札が無効になることがあります。
- ・ 提出後に訂正することはできません。

※ 「陳述書」の書式は執行官室にて配布します。

※ 個人用と法人用の書式がありますので、ご注意ください。

● 個人の場合 **住民票**

● 法人の場合 **資格証明書**

- ・ 入札時に提出がないと、入札が無効になります（追完不可）。
- ・ 個人の場合も住民票の提出が必須になりました。
- ・ 住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものをご提出ください。
- ・ 入札する日において発行から3か月以内のものをご提出ください。

● 宅地建物取引業者の場合 **宅地建物取引業の免許証の写し**

- ・ 有効期限内のものをご提出ください。

※ 買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者（「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」）がある場合は、別紙として「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。（個人用と法人用の書式がありますので、ご注意ください。）

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 5 日

大津地方裁判所彦根支部

裁判所書記官 井上 麻紀

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 26 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 11 月 2 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 9 日 午前 10 時 00 分 場 所 大津地方裁判所彦根支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 11 月 30 日 午前 10 時 00 分 場 所 大津地方裁判所彦根支部
特別売却 実施期間	令和 8 年 11 月 16 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 11 月 16 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規 則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 5 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和8年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	4, 120, 000 3, 296, 000	一括	824, 000	25, 079	6, 931
1	2, 130, 000				
2	1, 990, 000				



物 件 目 録

1 所 在 彦根市高宮町字下ヨノコ田
地 番 1350 番 11
地 目 宅地
地 積 136.74 平方メートル

2 所 在 彦根市高宮町字下ヨノコ田 1350 番地 11
家屋 番号 1350 番 11
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 52.17 平方メートル
2 階 43.88 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8 年 8 月 28 日

大津地方裁判所彦根支部

裁判所書記官 井上 麻紀

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 彦根市高宮町字下ヨノコ田
地 番 1 3 5 0 番 1 1
地 目 宅地
地 積 1 3 6 . 7 4 平方メートル

2 所 在 彦根市高宮町字下ヨノコ田 1 3 5 0 番地 1 1
家屋 番号 1 3 5 0 番 1 1
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 5 2 . 1 7 平方メートル
2 階 4 3 . 8 8 平方メートル



令和8年(ケ)第19号
令和8年5月19日受理
令和8年6月11日提出

現況調査報告書

大津地方裁判所彦根支部

執行官 井ノ口 尚人

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 彦根市高宮町字下ヨノコ田 |
| | 地 番 | 1 3 5 0 番 1 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 3 6 . 7 4 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 彦根市高宮町字下ヨノコ田 1 3 5 0 番地 1 1 |
| | 家屋 番号 | 1 3 5 0 番 1 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 2 . 1 7 平方メートル
2 階 4 3 . 8 8 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図(7枚目)のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者() ☐ その他の者() 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」記載のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類: ☐ ある { 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者() 上記の者が本建物を住居として使用し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」記載のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 ☐ ある [保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

- 1 表札表示等
なし
- 2 物件1土地（以下、「目的土地」という。）の状況等
 - (1) 目的土地の形状及び範囲について
目的土地については、法務局備付けの公図（5枚目）、土地所在図（6枚目）及び地積測量図（7枚目）が存し、上記図面等を参考に、現地で隣接する道路や隣地との境界のコンクリートブロック塀等を確認し、目的土地を簡易計測して作成したものが9枚目の土地建物位置関係図である。
簡易計測の結果、目的土地の形状は7枚目の地積測量図の形状に概ね合致し、同土地の現況面積は公簿記載の面積に概ね合致していると認められたが、同土地の正確な地積を求めるためには、実測を行う必要があると思料される。
 - (2) 目的土地の状況
目的土地は、物件2建物の敷地として利用されているほか、第三者が所有する同土地の南東側隣接地(1350-23)と一体利用されている。そして、一体利用されている両土地の上には、隣地に設置されているコンクリートブロック塀の破片が落下したままになっている（写真⑦、⑧）。
- 3 物件2建物（以下、「目的建物」という。）の状況等
 - (1) 目的建物の形状及び間取り等について
ア 同建物の外観は写真①及び②のとおりであり、同建物の形状は8枚目の各階平面図に記載の形状に概ね合致していると認められた。
イ 同建物の間取りは、概ね10枚目のとおりであり、建物内の状況は写真⑩乃至⑳のとおりである。
 - (2) 目的建物の損傷等
ア 同建物内の床や廊下の複数個所に撓み等の損傷が見受けられた。
イ 同建物1階の洗面のタイルにひび割れ等の損傷が見受けられた（写真⑮）。
ウ 同建物2階の和室のふすまには、汚れや傷み等の損傷が見受けられた（写真⑳）。
エ その他、同建物の全体的に経年相当の傷みや汚れ等の損傷が見受けられた。
- 4 構築物について
目的建物2階の西側にはベランダが存し、同構造及び用途から、同建物に附着した構築物と認めた（写真①、②）。
- 5 目的外動産について
目的土地の南側にスチール製物置が据え置かれていた（写真⑨）。
- 6 接面道路等について（以下は、評価人からの聴取による。）
目的土地は北側で、幅員約4.0mの舗装位置指定道路（建築基準法第42条1項5号に該当）に概ね等高に接面する（写真④、⑥）。

チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（ 3 枚 目 ）

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 目的物件所有者	1 目的建物は、私が住居として使用しています。 2 目的土地と第三者が所有する同土地南東隣接地(1350-23)とが一体利用されている経緯は分かりません。 私が目的物件を購入した当時から、上記両土地は現在の状況だったと記憶しています。

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年5月20日(水) 9:00-9:20	大津地方法務局 彦根支局	目的物件の公図、地積測量図、建物図面等交付申請
令和8年5月20日(水) 9:30-9:50	物件所在地	目的物件の所在確認、占有状況等照会書投函 (5/29:目的物件所有者から占有状況等電話聴取)
令和8年5月20日(水) 10:10-10:30	彦根市役所 税務課	目的物件の地番図等交付申請
令和8年6月1日(月) 9:45-10:10	物件所在地	立入調査、写真撮影、接面道路等確認、評価人と帯同

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

■ 令和 8年 6月 1日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

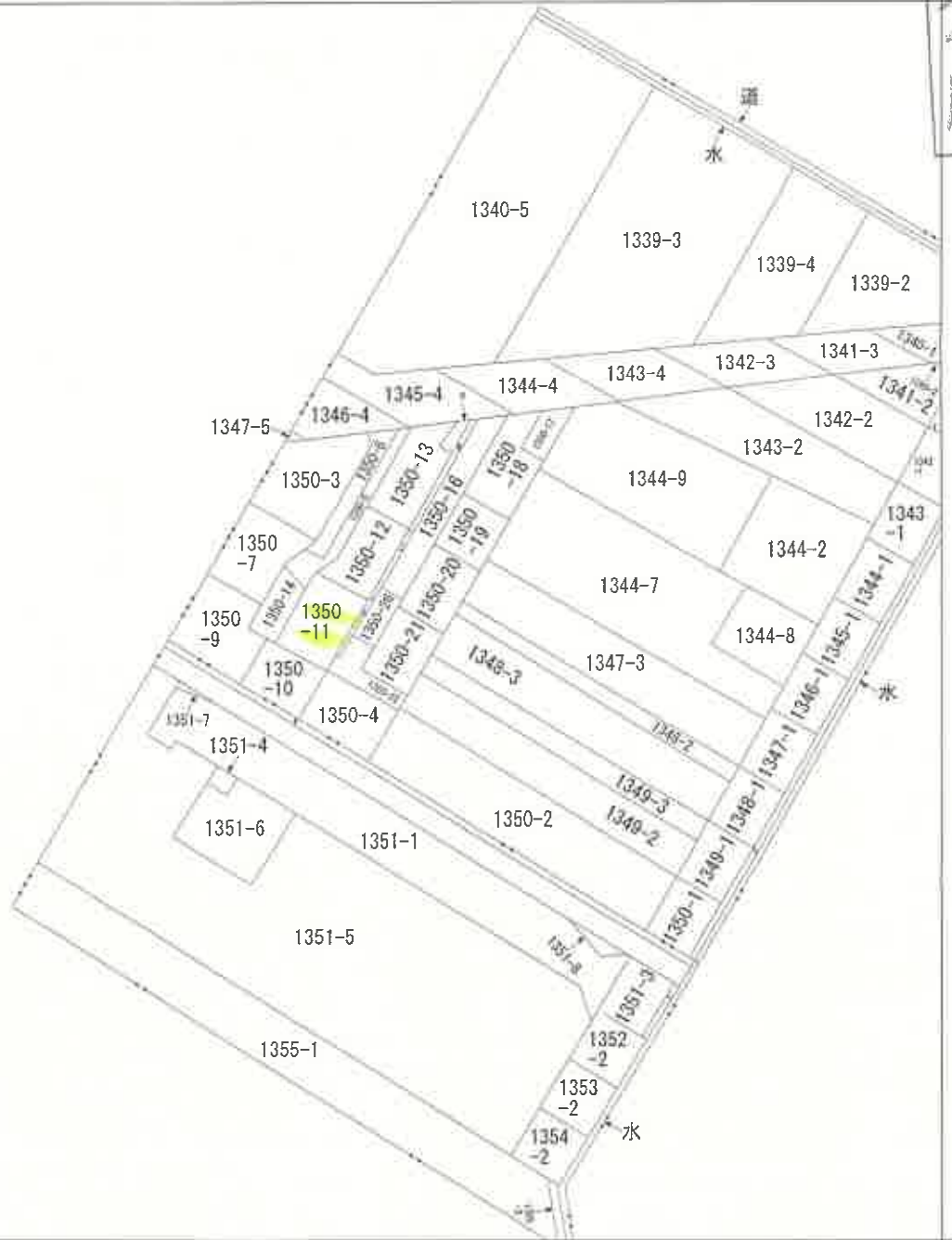
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(4枚目)

イ 1341-1 ハ 1350-23 ホ 1350-25 道
ロ 1350-15 ニ 1350-24 ヘ 1351-2 道



公用



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	彦根市高宮町字下ヨノコ田				地番	1350番11			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年5月21日
大津地方法務局彦根支局
登記官

請求番号：8-1
(1/1)

(5枚目)

A4判に縮小

(5枚目)

019467

土地所在図

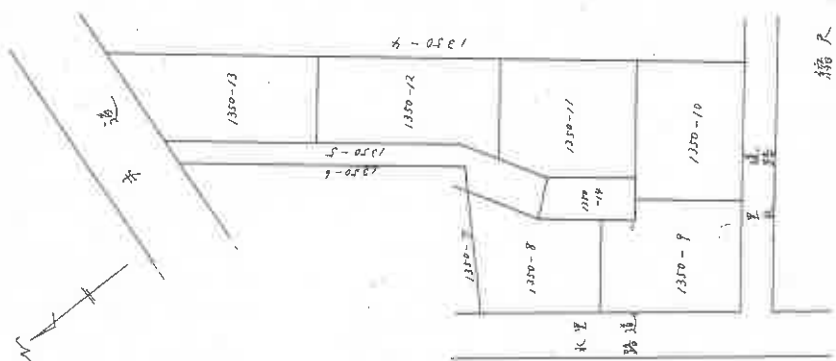
地番 1350番5~14

地積測量図

土地の所在 彦根市高宮町字下ノコ田

1350番5

91322075-8222654=9195535m



1350番8
(求 積)

$11.50 \times 6.25 = 71.8750$
 $11.01 \times 8.90 = 97.9890$
 $10.50 \times 4.85 = 50.9250$
合計 = 220.7890
 $\frac{1}{2} = 110.3945m^2$

1350番9
(求 積)

$\{(10.40 - 2.00) + 8.75\} \times (10.11 \times 3.05) \times \frac{1}{2} = 112.8470m^2$
 $10.11 \times 2.00 = 20.2200m^2$
合計 = 133.0670m²

1350番10
(求 積)

$10.11 \times 13.00 = 131.4300m^2$

1350番11
(求 積)

$(11.00 + 9.27) \times 4.69 \times \frac{1}{2} = 47.53315m^2$
 $8.11 \times 11.00 = 89.2100m^2$
合計 = 136.74315m²

1350番12
(求 積)

$13.55 \times 8.00 = 108.4000m^2$
 $(9.27 + 8.00) \times 3.45 \times \frac{1}{2} = 29.79075m^2$
合計 = 138.19075m²

1350番13
(求 積)

$(20.00 + 14.35) \times 8.00 \times \frac{1}{2} = 137.4000m^2$

1350番14
(求 積)

$(8.91 + 8.11) \times 4.00 \times \frac{1}{2} = 34.0400m^2$

作製者

土地家屋調査士

申請人

昭和56年10月12日作製

縮尺

1/

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年5月21日 大津地方方法務局彦根支局

登記官

(6枚目)

登記年月日：昭和56年11月5日

019466

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年5月21日 大建地方務局彦根支局 登記官

(7枚目)

登記官

A4判に縮小

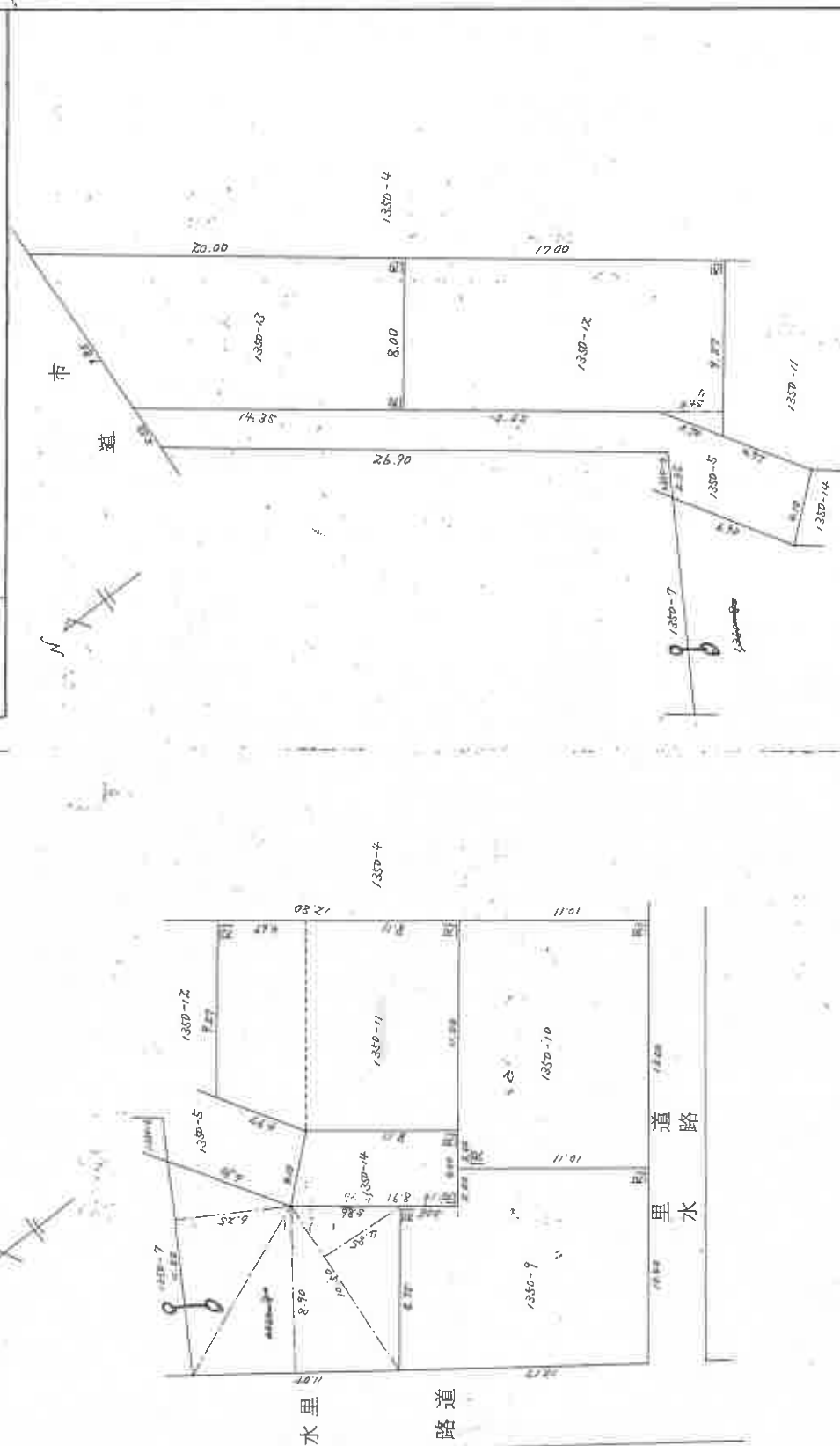
234.1/2
56/11.5

地積測量図

1350-5
1/350番8~14

地番

土地の所在
彦根市高宮町字本ヨヲ田



作製者
土地家屋調査士

昭和56年10月12日作製

申請人

縮尺

1/250

登記年月日：昭和57年8月31日

115952

各階平面図

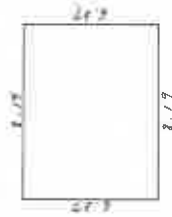
家屋番号 / 350番 / /

建物図

建物の所在 彦根市高宮町字下ヨノコ田 / 350番地 / /

昭和五十七年八月 彦根市 登記官

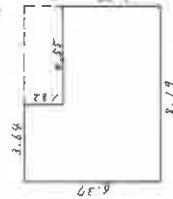
1 階



床面積

$$8.19 \times 6.37 = 52.1703$$

2 階



床面積

$$4.55 \times 4.55 = 20.7025$$
$$36.4 \times 6.37 = 23.1868$$
$$\text{合計} = 43.8893$$

作製者

57年5月2日(作製)

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年5月21日 大津地方方法務局彦根支局

登記官

(8 枚目)

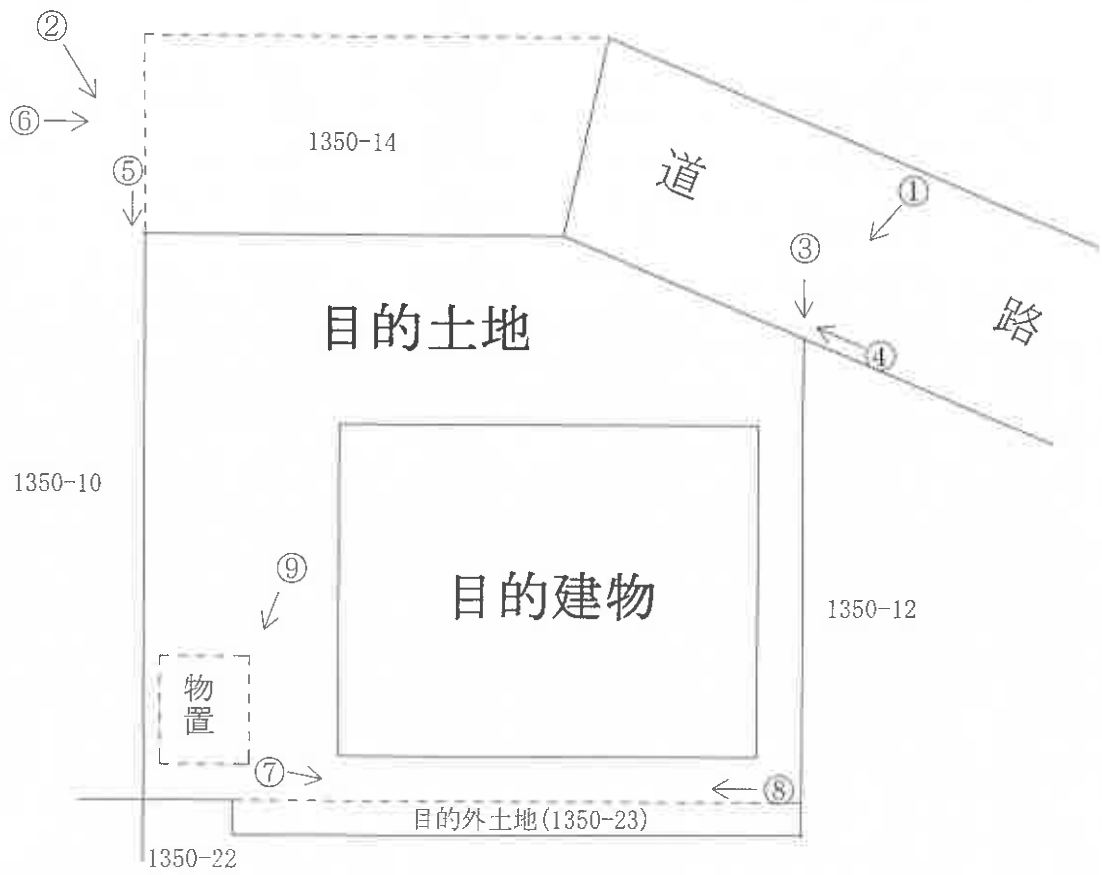
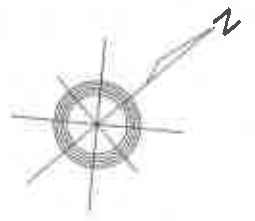
A4判に縮小

請求番号：8-3

(8 枚目)

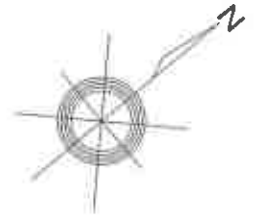
【 土地建物位置関係図 】

○→ 写真撮影位置方向

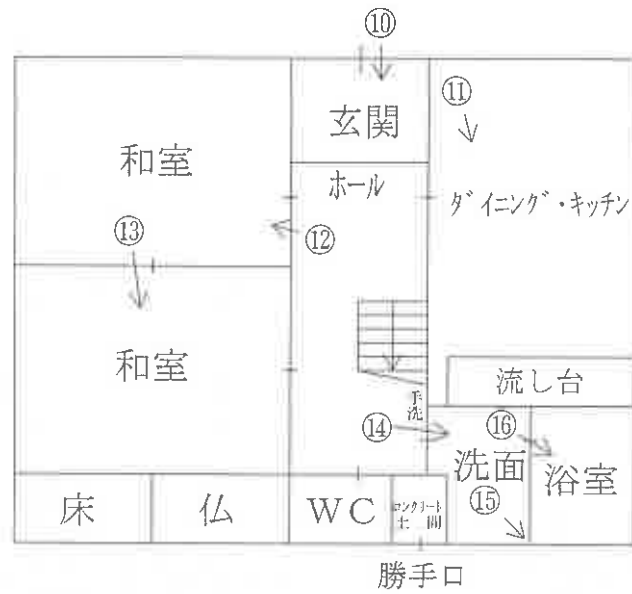


【間取図略図】

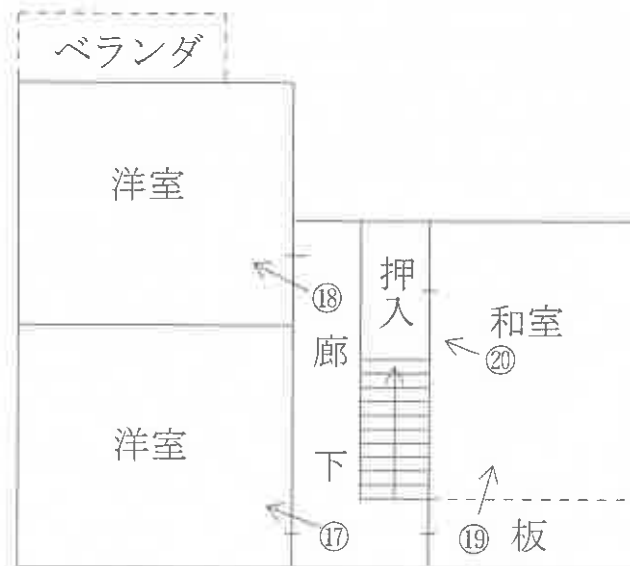
○→ 写真撮影位置方向



〔1階〕



〔2階〕



現況写真

目的建物



①



②



③



(// 枚目)

④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫



⑬



⑭



⑮



①⑥



①⑦



①⑧



(16 枚目)

①9



②0



令和 8 年 (ケ) 第 19 号
令和 8 年 6 月 1 日 現 地 調 査
令和 8 年 6 月 11 日 評 価

大津地方裁判所彦根支部 御中

評 価 書

<土地・建物用>

評価人 不動産鑑定士

小 西 靖 則

第1 評価額

一 括 価 格	
金 4,120,000 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 2,130,000 円
物件2 (建物)	金 1,990,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しをうけるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ。

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地目 地積	「物件目録記載のとおり」	
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	「物件目録記載のとおり」	
番号	特 記 事 項		
1	・目的土地は目的外土地(地番:1350番23)と一体利用されている。		

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 彦根市高宮町字下ヨノコ田 |
| | 地 番 | 1 3 5 0 番 1 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 3 6 . 7 4 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 彦根市高宮町字下ヨノコ田 1 3 5 0 番地 1 1 |
| | 家屋 番号 | 1 3 5 0 番 1 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 2 . 1 7 平方メートル
2 階 4 3 . 8 8 平方メートル |



第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

(物件 1)

位 置 ・ 交 通	JR東海道本 線「南彦根」駅の 南東 方 ・ 道路距離 約 950 m 最寄バス停「 」の 方 ・ 約 m (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	一般住宅が見られる住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 準工業地域 60 % 200 % なし 宅地造成等工事規制区域
画 地 条 件	規模 136.74 m ² (公簿) 間口約 4.9m、 奥行約 9.2m～約11.0m、ほぼ台形地	
接面道路の状況	北側で幅員約4mの舗装位置指定道路(第S56-9号)にほぼ等高接面 (建築基準法第42条1項5号道路)	
土地の利用状況等	現況調査報告書記載のとおり	
供 給 処 理 施 設 (注)	上 水 道 ガス配管 下 水 道	前面道路に本管あり 特記事項のとおり 前面道路に本管あり
土 壌 汚 染 等	当該物件には水質汚濁防止法にもとづく有害物質使用特定施設の届出はないことを確認した。 1982年の住宅地図では事業所及び住宅の敷地、1982年10月の住宅地図では空地、1989年以降の住宅地図では現在と同じ住宅の敷地となっている。 目的土地及び分筆前土地の土地登記簿及び土地閉鎖登記簿によると、昭和37年12月に田から宅地へと地目変更されている。また、所有者については、昭和38年に「株式会社夏原製作所」、昭和41年に「株式会社三禮工器」、昭和55年に「株式会社辰誠建設」へと所有権移転されたほかは、個人名での記載となっている。	
特 記 事 項	・目的土地は南東側で隣接する第三者所有の目的外土地(地番:1350番23)と一体利用されている。また両土地上に、隣地に設置されているコンクリートブロック塀の破片が落下したままになっている。 ・目的土地の南側に目的外動産であるスチール製物置が設置されている。 ・上記ガス配管については、北側道路には本管が埋設されていないが、目的外土地を介して南東側に位置する道路には本管が整備されている。	

(注) 供給処理施設における「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に当該施設の本管(以下、施設管)が通っており、通常の費用で敷地内へ引込ができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管が敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、供給者での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。

2 建物の概況及び利用状況

(物件 2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的 残存耐用年数	建築年月日（登記記載）： 昭和57年4月30日 新築 経過年数： 44 年 経済的残存耐用年数： ほぼ満了
仕 様	構 造：木造 屋 根：瓦葺 外 壁：ボード貼等 内 壁：クロス貼等 天 井：クロス貼、板貼等 床：板貼、畳、クッションフロア等 設 備：電気、水道、ガス、風呂、排水等 そ の 他：
床面積（現況）	第3 目的物件記載のとおり
現況用途等	現況用途：居宅 間取り：（附属資料 建物間取図のとおり）
品 等	やや劣る
保守管理の状態	やや劣る （目的建物内の床や廊下の複数箇所にたわみ等が、1階洗面のタイルにひび割れ等が、2階和室のふすまに汚れや傷み等の損傷が見受けられた。）
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり
特 記 事 項	・目的建物の2階西側にベランダが存する。（目的建物に附着した構築物）

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	45,500	1.00	136.74	0.95	5,910,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 彦根 -11

公示価格等 43,200円/㎡ × 時点修正 100.1/100 × 標準化補正 100/100 × 地域格差 100/95 = 標準画地価格 45,500円/㎡

◇時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正 : 特になし

(相乗積 100/100)

◇地 域 格 差 : 街路条件 100/101 × 接近条件 100/104 × 環境条件 100/90 × 行政条件 100/100 = 格差率 100/95

イ 個 別 格 差 : 特になし

(相乗積 100/100)

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建 付 減 価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建 物 の 価 格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	200,000	96.05	0.05	960,000

ウ 現価率

(物件2主である建物)

経済的耐用年数がほぼ経過していること、建物の現況等を勘案し、現価率を5%と認定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ=ウ
1	5,910,000	0.40	法定地上権 (物件2)	2,360,000

イ 土地利用権等割合：(物件2)土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売 市場 修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評 価 額(円) (ア±イ)×ウ×エ×オ×カ
1	5,910,000	-2,360,000		1.00	0.60	1.00	2,130,000
2	960,000	+2,360,000	1.00	1.00	0.60	1.00	1,990,000
一 括 価 格(合計)							4,120,000

ウ 占有減価修正 : 特になし。

エ 市場性修正 : 特になし。

オ 競売市場修正 : 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

地価公示価格 (彦根-11)

所 在 : 彦根市小泉町字中畑482番外

価 格 : 43,200 円/㎡

位 置 : JR東海道本 線「南彦根」駅の 北 方・道路距離約 500 m

価 格 時 点 : 令和 8 年 1 月 1 日

地 積 : 448 ㎡

供給処理施設 : 水道・下水・ガス

接 面 街 路 : 北東側 4 m 市道

用 途 指 定 等 : 第1種住居地域 (建ぺい率 60 %、容積率 200 %)

地 域 の 概 要 : 古くからの住宅が多い駅に近い既成住宅地域

第7 附属資料

- 1 受 命 物 件 の 位 置 図
- 2 受 命 物 件 附 近 の 状 況 図
- 3 公 図 写 し
- 4 地 積 測 量 図 写 し
- 5 建物図面写し、各階平面図写し
- 6 建 物 間 取 図
- 7 写 真 撮 影 位 置 図
- 8 現 況 写 真

固定資産税評価額(令和8年度)

物 件 1 : 3,115,484 円

物 件 2 : 1,272,182 円

以 上

地価公示標準地

最寄駅

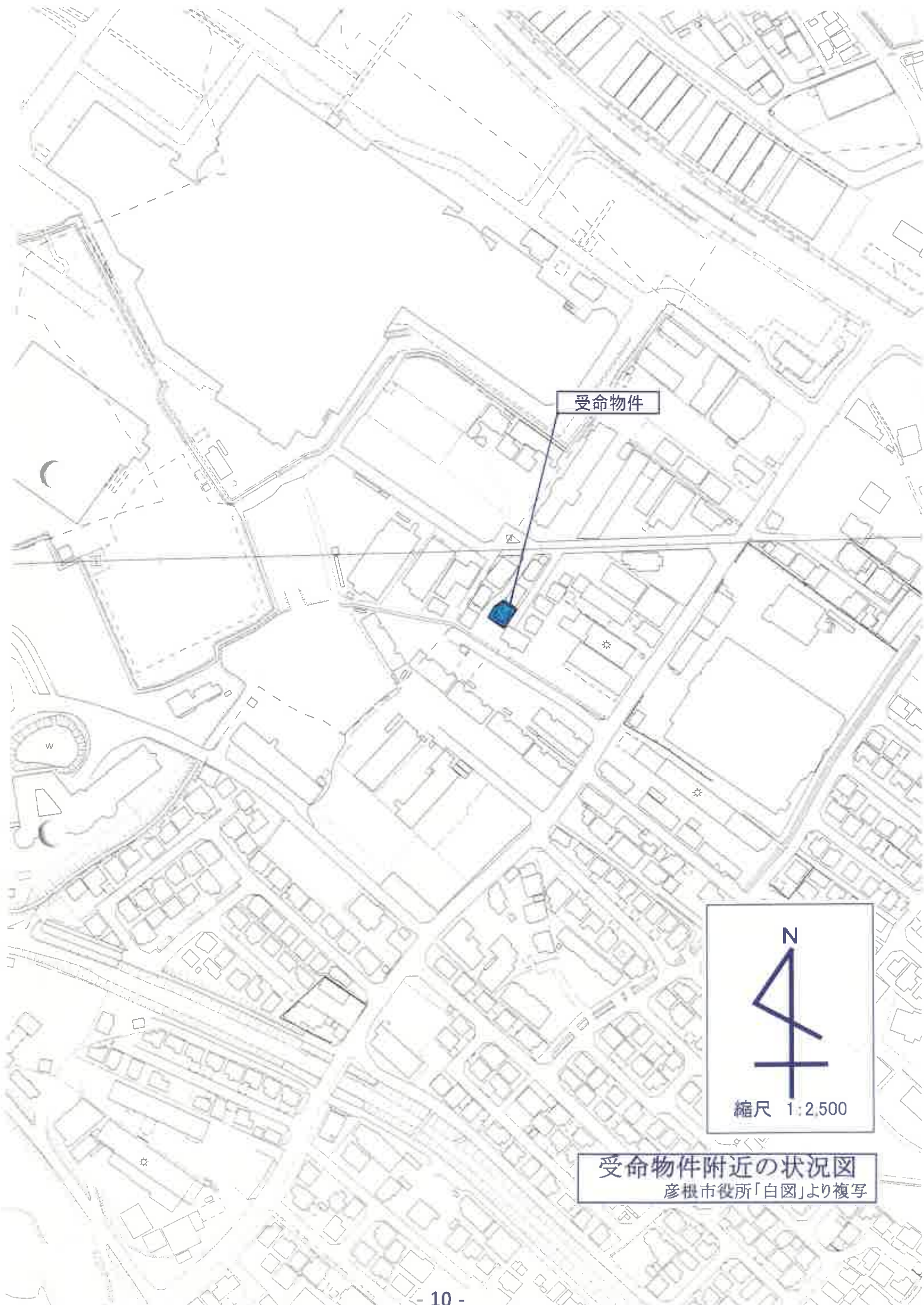
受命物件



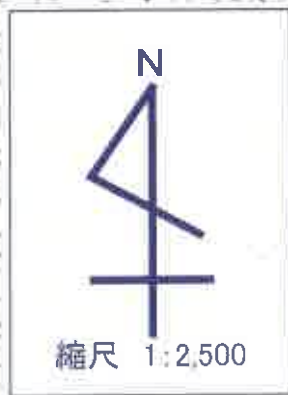
縮尺 1:10,000

受命物件の位置図

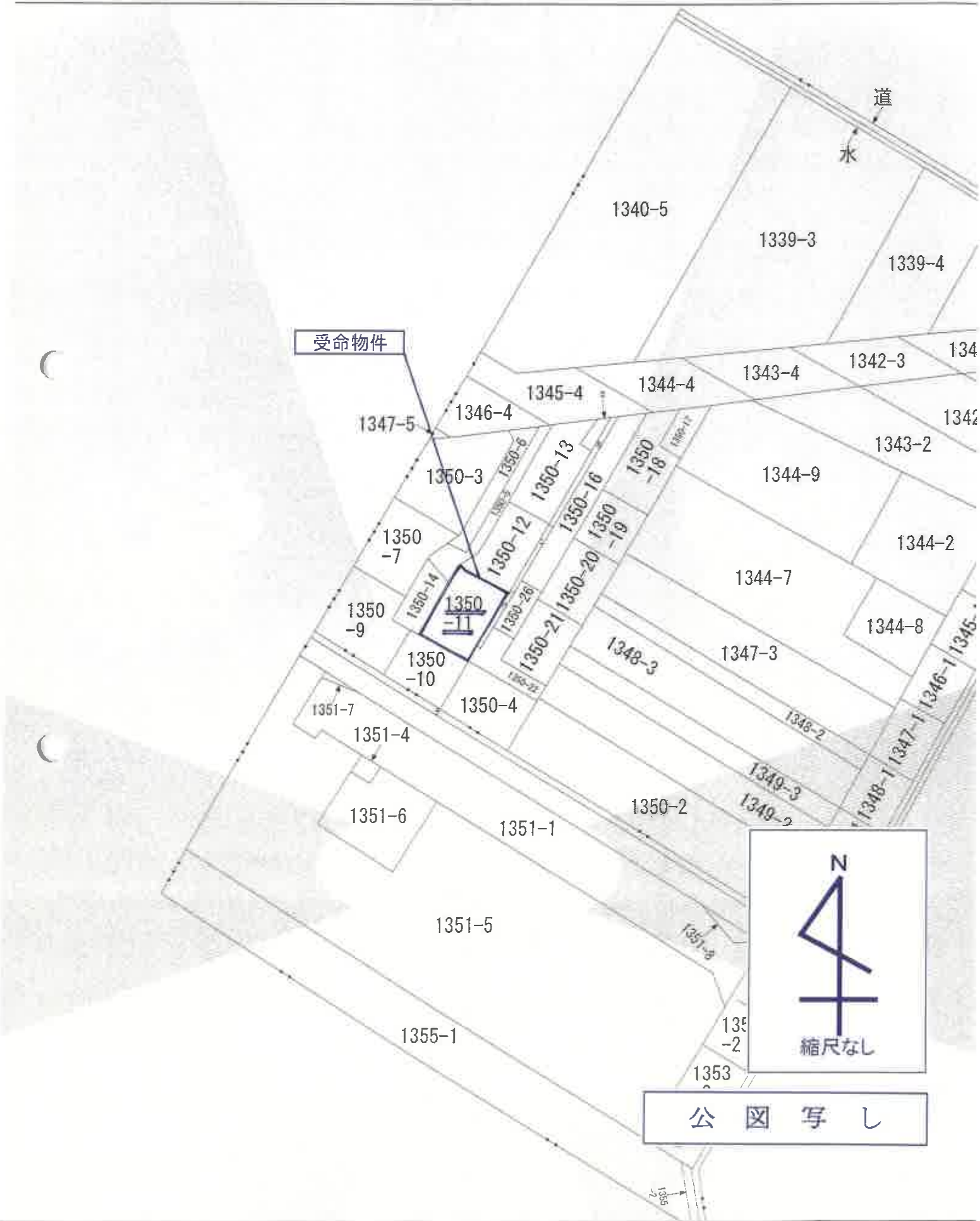
彦根市役所「白図」より複写



受命物件



受命物件附近の状況図
彦根市役所「白図」より複写



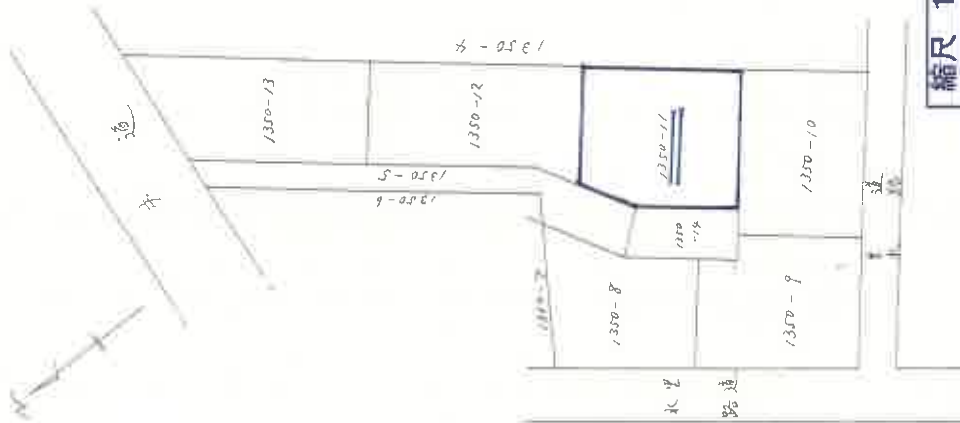


B4→A4:縮尺81%

地積測量図写し

1350番5

$$913.22075 - 822.2654 = 91.95535m^2$$



地積測量図写し

1350番8
(求積)

$$\begin{aligned} 11.50 \times 6.25 &= 71.8750 \\ 11.01 \times 8.90 &= 97.9890 \\ 10.50 \times 4.85 &= 50.9250 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{合計} &= 220.7890 \\ \frac{1}{2} &= 110.3945m^2 \end{aligned}$$

1350番9
(求積)

$$\begin{aligned} \{(10.40 - 2.00) + 8.75\} \times (10.11 \div 3.05) \times \frac{1}{2} &= 20.2200m^2 \\ 10.11 \times 2.00 &= 20.2200m^2 \\ \text{合計} &= 133.0670m^2 \end{aligned}$$

1350番10
(求積)

$$10.11 \times 13.00 = 131.4300m^2$$

1350番11
(求積)

$$\begin{aligned} (11.00 + 9.27) \times 4.69 \times \frac{1}{2} &= 47.53315m^2 \\ 8.11 \times 11.00 &= 89.2100m^2 \\ \text{合計} &= 136.74315m^2 \end{aligned}$$

1350番12
(求積)

$$\begin{aligned} 13.55 \times 8.00 &= 108.4000m^2 \\ (9.27 + 8.00) \times 3.45 \times \frac{1}{2} &= 29.79075m^2 \\ \text{合計} &= 138.99075m^2 \end{aligned}$$

1350番13
(求積)

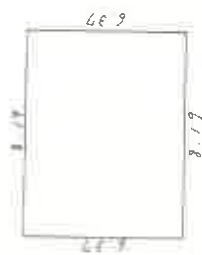
$$(20.00 + 14.35) \times 8.00 \times \frac{1}{2} = 137.4000m^2$$

1350番14
(求積)

$$(8.91 + 8.11) \times 4.00 \times \frac{1}{2} = 34.0400m^2$$

建物図面写し、各階平面図写し

1 階



床 面 積

$$8.19 \times 6.37 = 52.1703$$

2 階



床 面 積

$$4.55 \times 4.55 = 20.7025$$

$$3.64 \times 6.37 = 23.1868$$

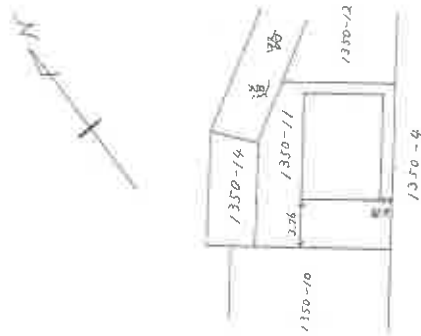
$$\text{合 計} = 43.8893 \text{ m}^2$$

縮尺 1:250

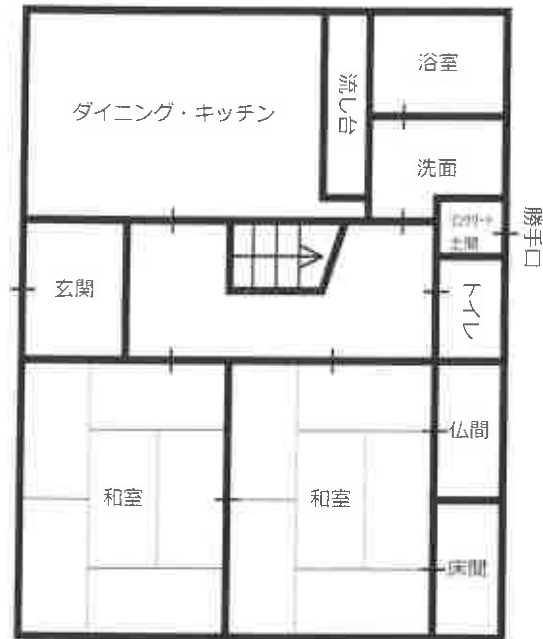
B4→A4:縮尺81%

縮尺 1:500

B4→A4:縮尺81%



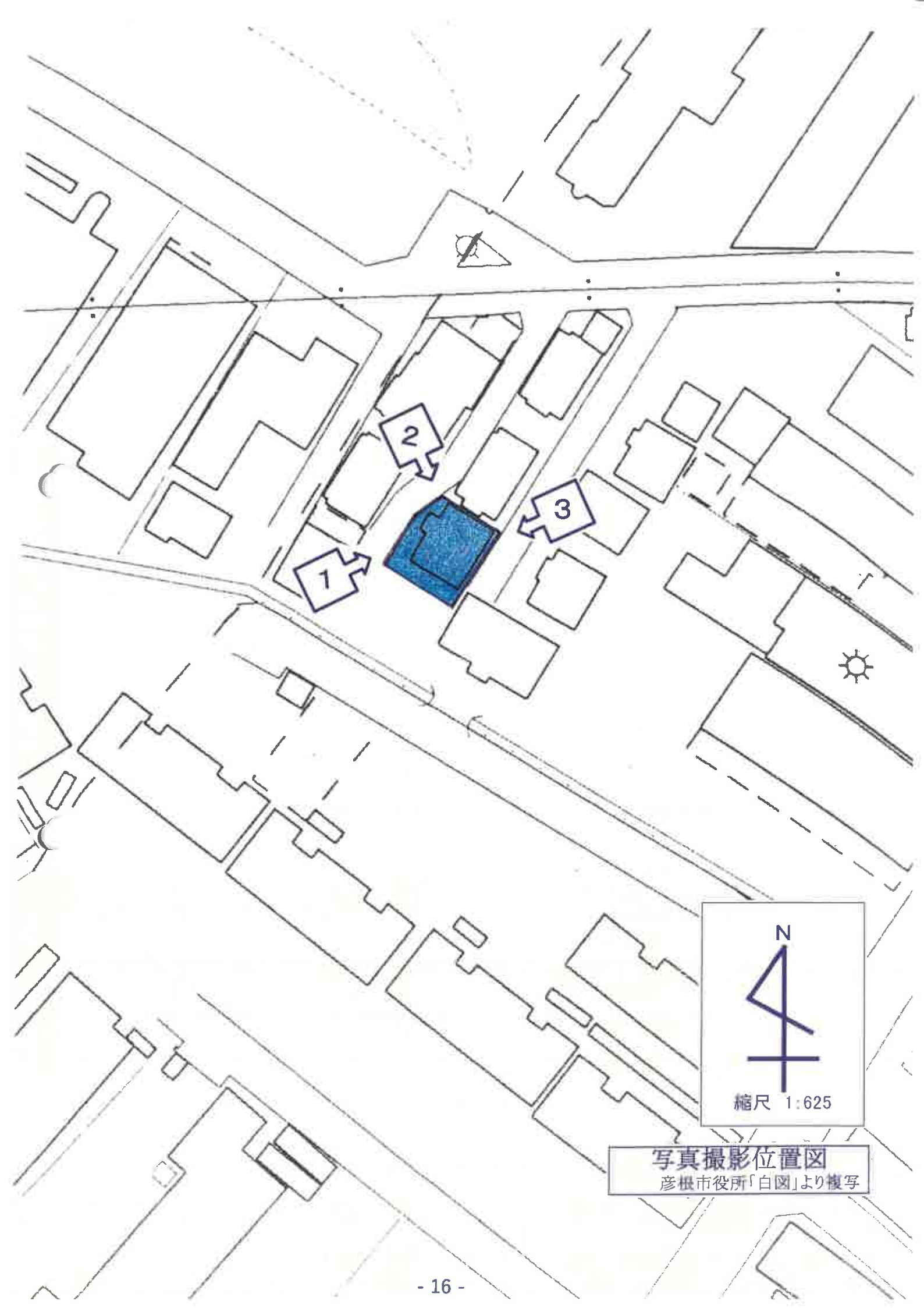
1 階



2 階



建 物 間 取 図



写真撮影位置図
彦根市役所「白図」より複写

物件2 主である建物



撮影位置 1

物件2 主である建物



撮影位置 2

物件2 主である建物



撮影位置 3



物件2 主である建物内部

